健康案内

健康づくり

糖尿病予防栄養講習会

健康課☎725・5178

○対象　健診の結果、糖尿病の気になる方
○日時　5月2日（水）午後1時30分～4時（受け付けは1時10分から）
○会場　健康福祉会館
○内容・講師　糖尿病はどんな病気か＝保健婦、糖尿病予防食・食品交換表の使い方＝栄養士、グループワーク
○定員　30人
○持ち物　食品交換表、受診結果（お持ちの方）、筆記用具、電卓、健康手帳
○申し込み　4月27日までに電話で健康課へ。

募集

公民館だより編集委員

町田市公民館では公民館だよりを2か月に1回発行し、公民館の事業や公民館にかかわる情報をお知らせしています。その編集に携わって下さる方を募集します。
○募集人員　3人
○任期　2年
○申し込み　4月28日までに電話で町田市公民館（☎728・0071）へ。

保育室園児

市では、下表の保育室と委託契約をしています。
○利用できる方　市内在住で①両親が共働き、または自営業②家庭内に病人があり看護が必要③出産等でお子さんを保育できない方
○申し込み　直接、各保育室へ。
問児童福祉課☎724・2138

ひなた村子どもグループ

【人形劇グループ】
―人形作りから上演まで―
人形・大道具・小道具も自分たちで作り、夏休みには3日間の集中練習と上演、最後は保育園などへ出張公演に出かけます。
○対象　小学3年生～中学3年生
○活動期間　2年間
○活動日時　原則として毎週水曜日の午後4時～6時
○定員　10人（申し込み順）

【マイクログループ】
電気工作・実験やパソコンによるプログラム作りなどを行います。また、無線、ラジオ音響、デジタル技術などの資格の取得も目指します。
○対象　小学4年生～6年生
○活動期間　5月～2003年3月（2年間）
○活動日時　毎週日曜日の午前9時～正午、または午後1時～5時
※午前・午後は週によって入れかわりがあります。
○定員　15人（申し込み順）

◇

○申し込み　4月21日（土）午前9時から電話でひなた村（☎722・5736）へ。
※説明会をマイクログループは4月29日（日）、人形劇グループは5月13日（日）のいずれも午前10時からひなた村で行います。保護者の方は必ず出席して下さい。
※グループに入ったお子さんの保護者の方には、保護者会やひなた村の各種行事に参加協力していただきます。

保育室一覧

保育室名	定員	電話	住所
大野保育室	18人	734・4696	能ケ谷町98
たんぽぽ保育室	11人	735・2567	金井5-3-7
こざくら保育室	15人	725・1378	木曽町465-6
※こばと保育室	22人	796・3628	金森1254
わんぱく保育室	18人	792・3441	山崎町196
共同保育所おひさま保育園	12人	736・6648	野津田町2634 レスポワールK2-106

※こばと保育室は8月末をもって閉園となります。

くらしを守る市民の集い実行委員

今回で26回目の「くらしを守る市民の集い（まちだの生活者展）」は、市内の消費者活動の一大イベントとして定着しています。この実行委員を募集します。
○対象　市内で消費者活動をする団体及びこの催しに関心のある方
○会場　町田市民フォーラム
○申し込み　電話で消費生活センター（☎725・8805）へ。
※第1回実行委員会を、5月10日（木）午後1時30分から町田市民フォーラム3階の委員室で行います。

町田市公民館障害者青年学級担当スタッフ

○対象　障害をもつ方の学習活動に理解のある18歳以上50歳くらいまでの方
○活動日　日曜学級＝原則として第1・第3日曜日（月2回）▽土曜学級＝第2・第4土曜日（月2回）
○時間　午前9時30分～午後5時
○会場　日曜学級＝町田市公民館、ひかり療育園▽土曜学級＝町田二小
※スタッフ会議を毎週木曜日の午後7時から町田市公民館で行います。
○申し込み　電話で町田市公民館（☎728・0071）へ。

ご案内

地域住民福祉活動打ち合わせ会

高齢者も子どもたちも障害のある方も、みんなが助け合い、ささえあい、安全かつ安心して健やかに暮らすことができる地域社会づくりに参加しませんか。そのような取り組みのための打ち合わせ会を各地域で開催します。
関心のある方はぜひご参加下さい。
○期日・会場　5月12日（土）＝忠生市民センター、20日（日）＝玉川学園文化センター、6月3日（日）＝成瀬センター、16日（土）＝健康福祉会館
○時間　午後1時30分～午後4時
○定員　各100人
○申し込み　電話またはFAXで町田市社会福祉協議会（☎722・4898、FAX723・4281）へ。
※車での来場はご遠慮下さい。

住宅・造園相談窓口

「家の増・改築や修繕、庭木の手入れをしたいが、適当な業者を知らないので困っている」という方は、市に登録のある建築・造園関係団体を通じて業者のあっせんを行っていますのでご相談下さい。
問商工観光課住宅・造園相談窓口☎724・2129

ひなた村利用予約

【カリヨンホール】
カリヨンホール利用者の11月分の抽選会を行います。5月6日（日）午前9時までに使用料金をおつりのないようにお持ちになり、ひなた村へお集まり下さい。
なお、11月7日～10日、17日、18日、25日は主催事業等のため利用できません。
※同ホールでは金銭を徴収しての催しは出来ません。

【プログラムサービス】
プログラムサービスの7月分の抽選会を5月6日（日）にひなた村で行います。午前10時までにお集まり下さい。
※7月1日、7日、8日、15日は主催事業等のため利用できません。
※プログラムサービスを利用できるのは1日1団体です。
※7月22日以降は夏季プログラムサービスとして別途募集します。
※ひなた村は、毎週火曜日、祝日の翌日がお休みです。
問ひなた村☎722・5736

出張教育相談

教育相談所では、毎月出張教育相談を行っています。
不登校、非行、勉強や進路の悩み、親と子の関係などでお困りの方は、お気軽にご相談下さい。専門の相談員がお答えします。
問教育相談所☎723・4396

5月8日（火）＝なるせ駅前市民センター
5月10日（木）＝子どもセンター"ぱあん"
5月15日（火）＝鶴川市民センター
5月17日（木）＝堺市民センター
5月22日（火）＝忠生市民センター

相談は無料で、秘密は厳守します。
○時間　午前10時～正午
※相談希望の方は、前もって電話をして下さい。
問教育相談所☎723・4396

5月の健康案内

問健康課☎725・5422

事業名	会場	開催日		受付時間	対象	内容	
母親学級―4日間コース―（申し込み制）	健康福祉会館	11日（金）18日（金）25日（金）6／1日（金）		午後1時30分～4時 受付 午後1時～	16～25週の妊婦	1日目	妊娠中の生理と健康管理
						2日目	妊娠中の日常生活と保育 妊婦体操（実習）
	鶴川分館	7日（月）14日（月）21日（月）28日（月）				3日目	歯の衛生・生活と栄養
						4日目	もく浴法・呼吸法（実習）
離乳食講習会（申し込み制）	健康福祉会館	初期	11日（金）または25日（金）	午前9時55分～11時45分 受付 午前9時30分～	4～5か月児	離乳食の進め方のお話と試食	
		後期	8日（火）		8～9か月児	離乳食後期のお話と試食、歯の話	
乳幼児母性相談	健康福祉会館	7、14、21、28日の各月曜日		受付 午前9時45分～11時30分 午後1時30分～3時	2か月児～就学前	身長・体重測定・保育相談・栄養相談・母性相談・家族計画指導	
	子どもセンター"ぱあん"	11日（金）					
	鶴川分館	10日（木）					
	※健康相談室・忠生（町田工業高校前）	16日（水）					
	堺市民センター	9日（水）					

※4月から会場が変わっていますのでご注意下さい。

消費者契約法

―4月1日から施行されました―

事業者の不十分な説明や強引な販売方法によって不適正・不本意な契約を締結させられたり、一方的に不利益な契約条項を押しつけられても解約は難しく、被害が多発していました。また、消費生活センターにも消費契約に関する相談が増加し続けています。
消費者契約法は事業者と消費者の情報量・交渉力の格差を背景に、消費者が適正な契約を締結するための民事ルールを定めたものです。消費者は一定条件のもとで契約を取り消したり契約条項を無効にすることができます。消費者と事業者が結ぶ全ての消費者契約が対象です（雇用契約を除く）。

契約の取り消し

消費者は不適切な勧誘行為により誤認したり、困惑して締結した契約を取り消すことができます。

【誤認により、次の事項の取り消しができます】
①重要事項について事実と異なる説明をされた場合
重要事項とは購入した商品、サービス、会員権等の質や効能効果、用途、価格などです。
②不確実なことを断定的に説明された場合
将来の価格や消費者が受け取る金額など将来の見込みが不確実な事項について「絶対儲かる」など断定的な判断を提供して勧誘することです。
③消費者に不利益な事実を事業者が故意に告げない場合
契約の重要事項に関して消費者の利益になることは説明したのに不利益なことは意図的に隠し勧誘することです。

【困惑行為により、次の事項の取り消しができます】
①消費者が「帰ってほしい」と意思表示をしたのに事業者が帰らない場合。
②消費者が「帰りたい」と意思表示をしたのに事業者が帰さない場合。

【契約を取り消しできる期間】
取り消しができる期間は消費者が誤認に気付いた時、事業者の困惑行為が止んだ時から6か月間。契約締結から5年経過すると取り消しはできません。

○不当な契約条項は無効
「いかなる場合にも責任を一切負いません」「いかなる場合にも交換・返金に応じません」など事業者の賠償責任を免除する条項、不当に高い契約料や延滞損害金を請求する条項、その他、消費者に一方的に不利になる契約条項は無効です。

○消費者契約法を活用！
消費者契約法は悪質商法などの被害を受け、クーリング・オフ制度が適用されない時に力を発揮します。事業者にルール違反があった場合、消費者は消費者契約法で規定された権利を主張していくことが大切です。事業者の不適切な行為を立証する責任は消費者にあるので、トラブルが予測できる時は書面を交わしたりテープに録音しておくと良いでしょう。「帰ってほしい」、「帰りたい」と事業者にはっきり態度で示すことも重要です。
問消費生活センター☎722・0001